

# 国土交通省における 居住支援の関連施策について

---

国土交通省 中部地方整備局  
建政部 住宅整備課

2023年7月27日

令和5年度 第1回 中部ブロック居住支援勉強会

# 住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

## 法律で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

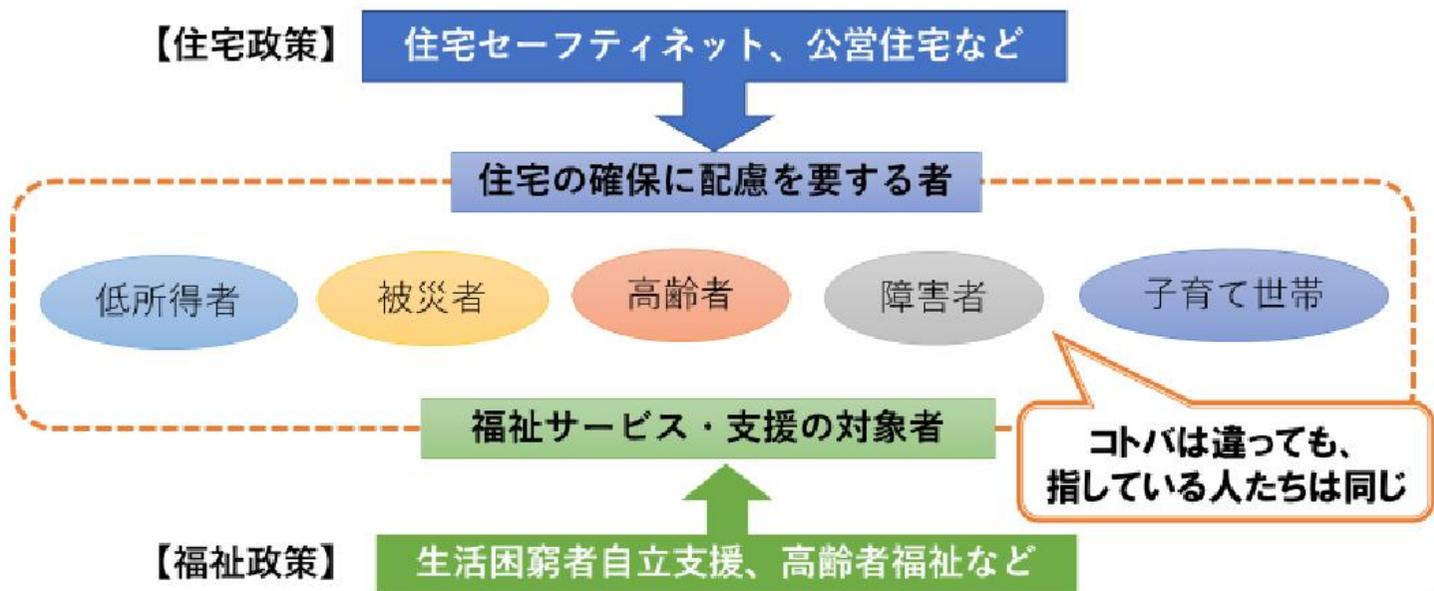
- ・ 外国人等  
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
  - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

## 1

### (6) 居住支援政策のターゲット

- 居住支援においては、政策のターゲットは、住宅部局と福祉部局でほとんど同じです。住宅セーフティネット制度の住宅確保要配慮者は、さまざまな福祉制度の対象者とオーバーラップしているのです。
- これまで住宅部局と福祉部局の間では、あまりつながりがなかったかもしれませんが、しかし、居住支援では、同じ対象者に対して政策を実施していくわけですから、両部局が同じ方向を向いて政策を展開していくことは、むしろ自然であると言えます。
- また、住宅部局と福祉部局が連携して取り組むことにより、住宅確保要配慮者への住宅供給と地域福祉の推進というお互いにWin-Winの政策展開が可能になるのです。

「住宅」と「福祉」を分けて考えがちですが、居住支援においては…

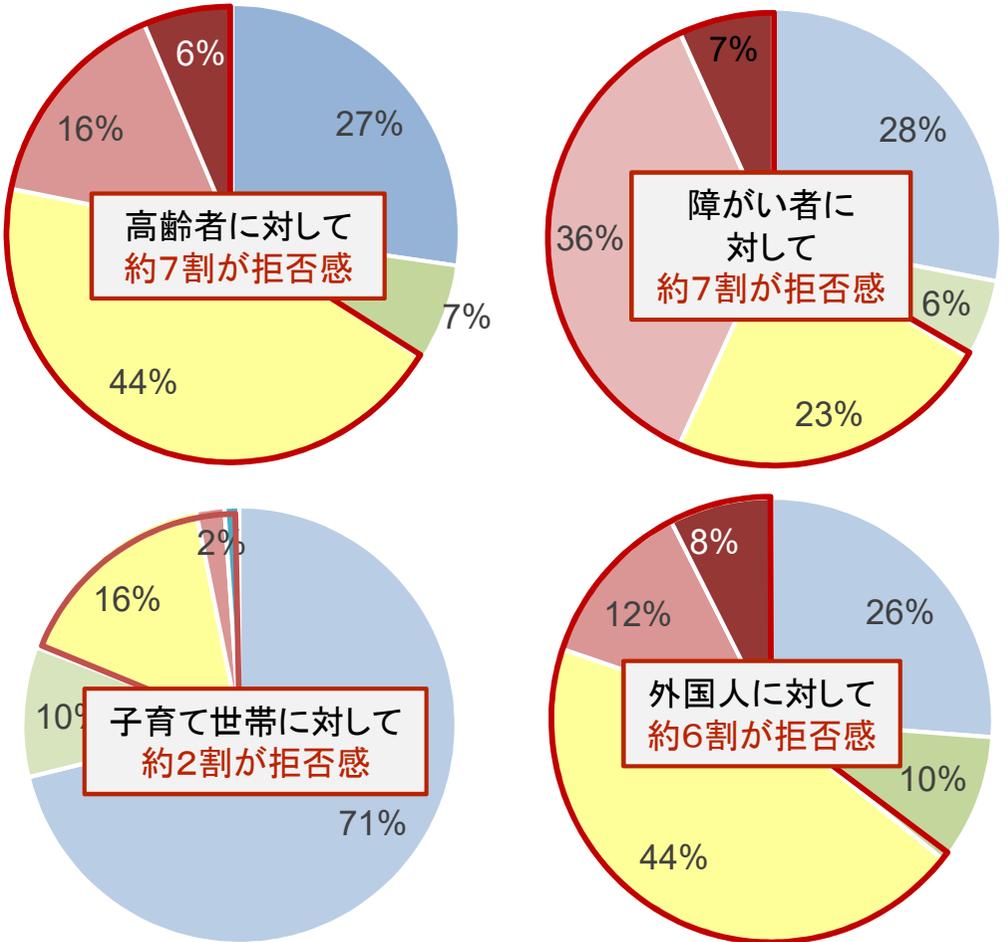


白川泰之・作成

# 住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

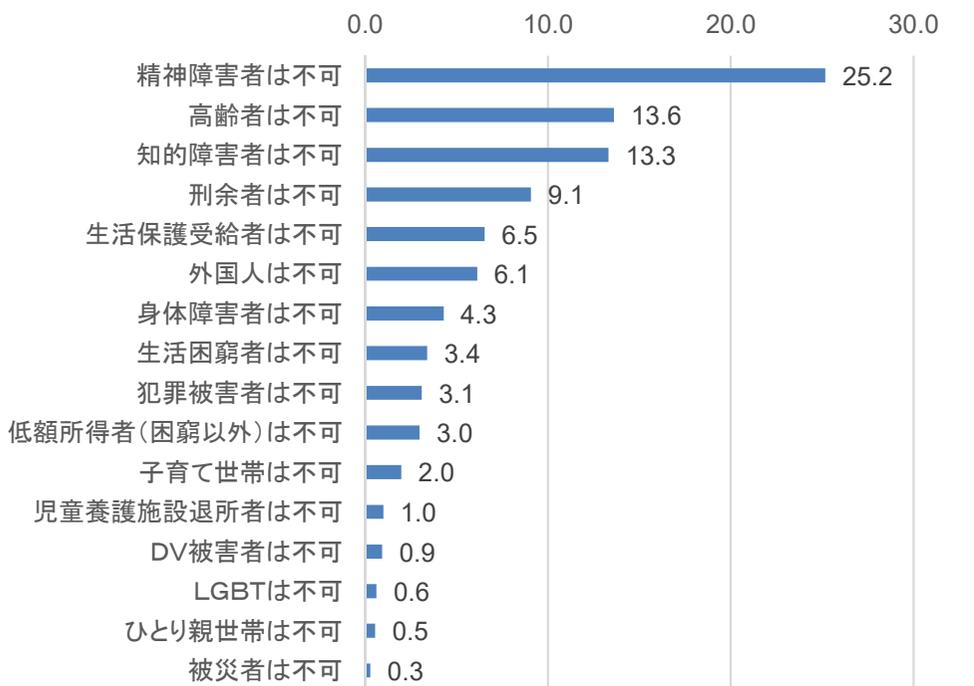
○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識



従前から変わらず拒否感はない  
 拒否感はあるものの従前より弱くなっている  
 従前より拒否感が強くなっている  
 従前は拒否感があったが現在は無い  
 従前から変わらず拒否感が強い

入居制限の状況



入居制限する理由



出典：(令和3年度)家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書

# 住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

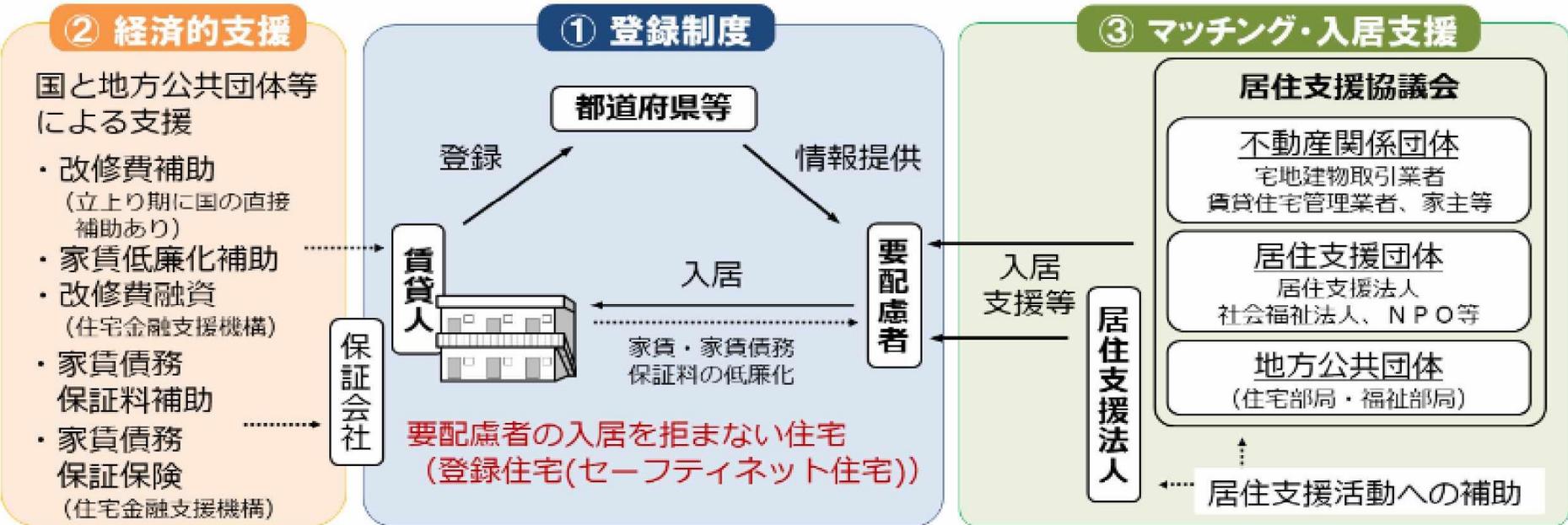
世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

# 住宅セーフティネット制度の概要

○ 我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布10月25日施行)

# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

### ● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

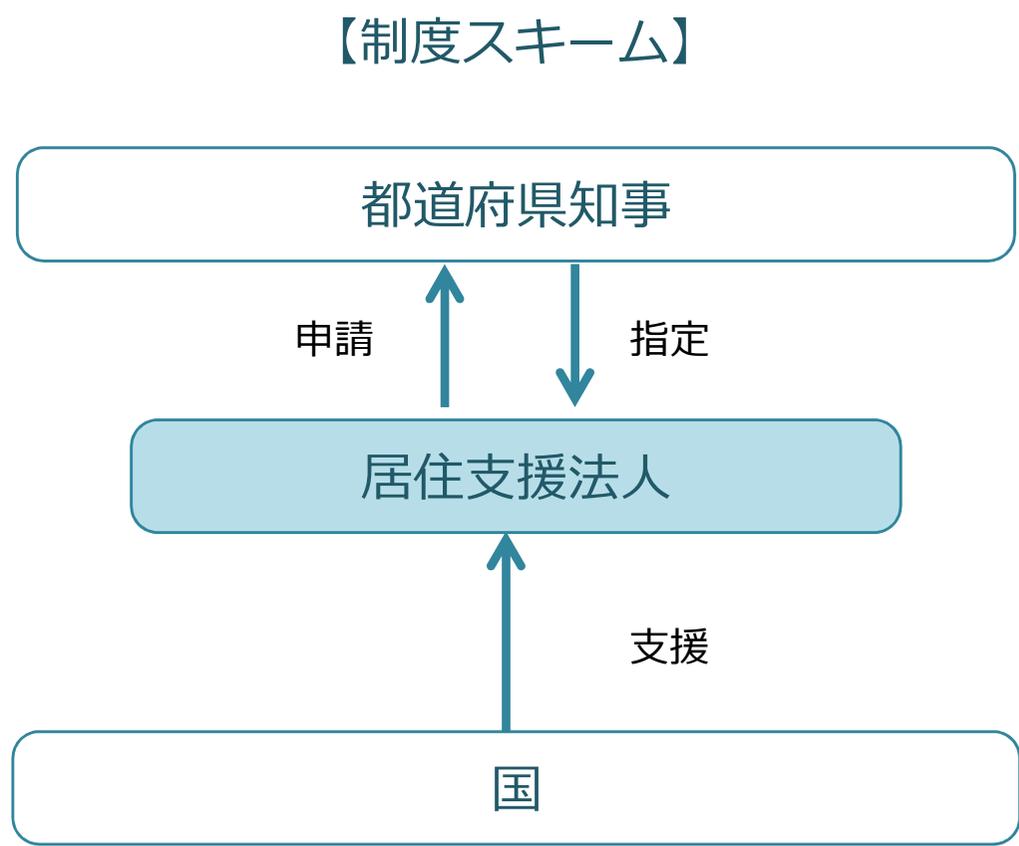
### ● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

### ● 居住支援法人への支援措置

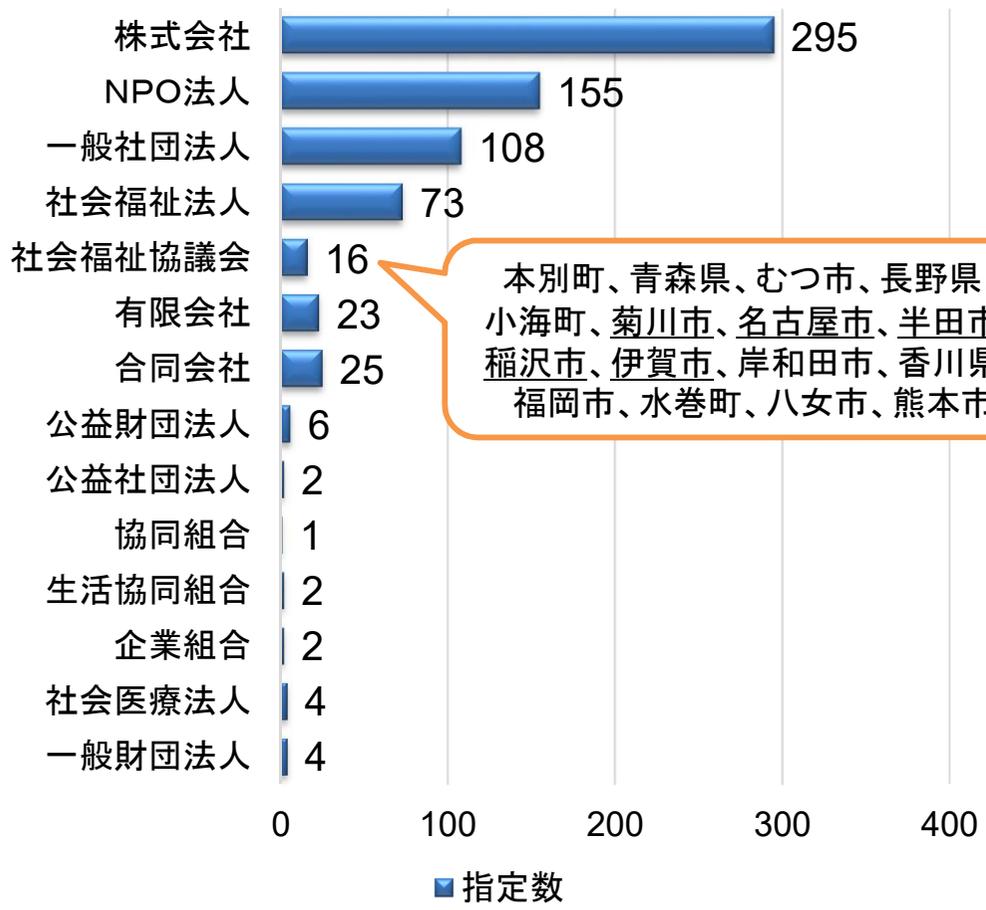
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R5年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）



# 居住支援法人制度の指定状況

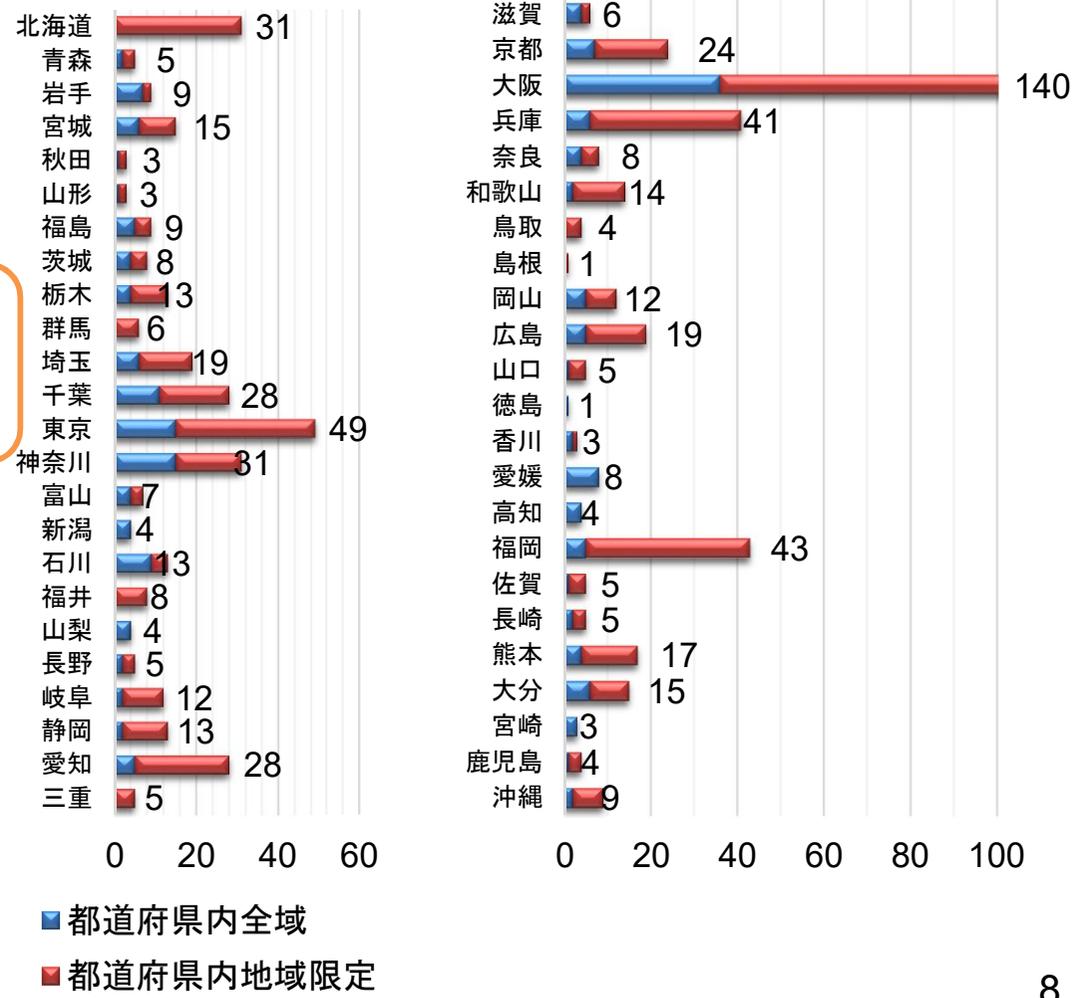
- 47都道府県 716法人が指定 (R5.6.30時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約63%)
- 都道府県別では、大阪府が140法人と最多指定

## ■ 法人属性別



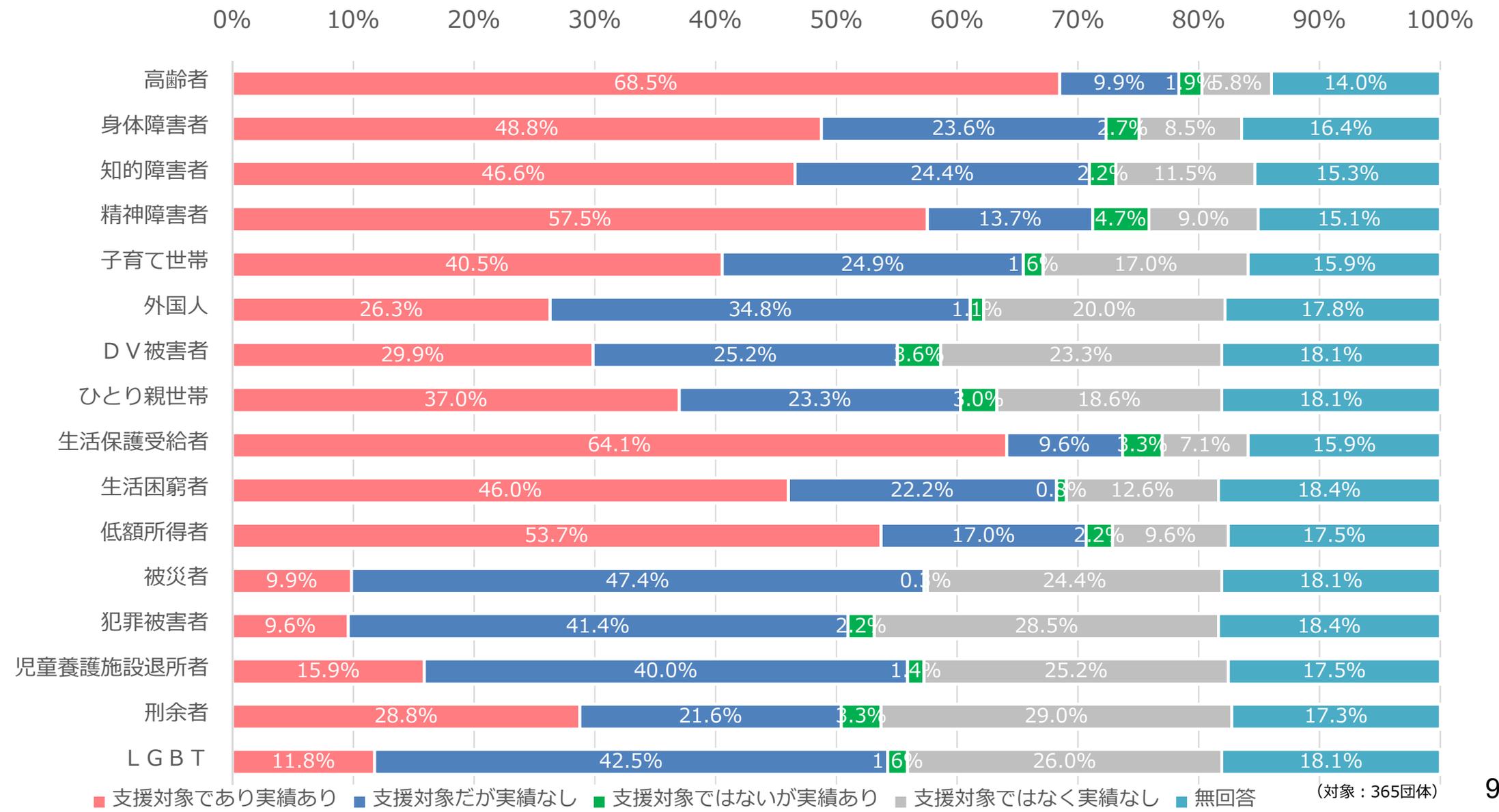
本別町、青森県、むつ市、長野県、小海町、菊川市、名古屋市、半田市、稲沢市、伊賀市、岸和田市、香川県、福岡市、水巻町、八女市、熊本市

## ■ 都道府県別



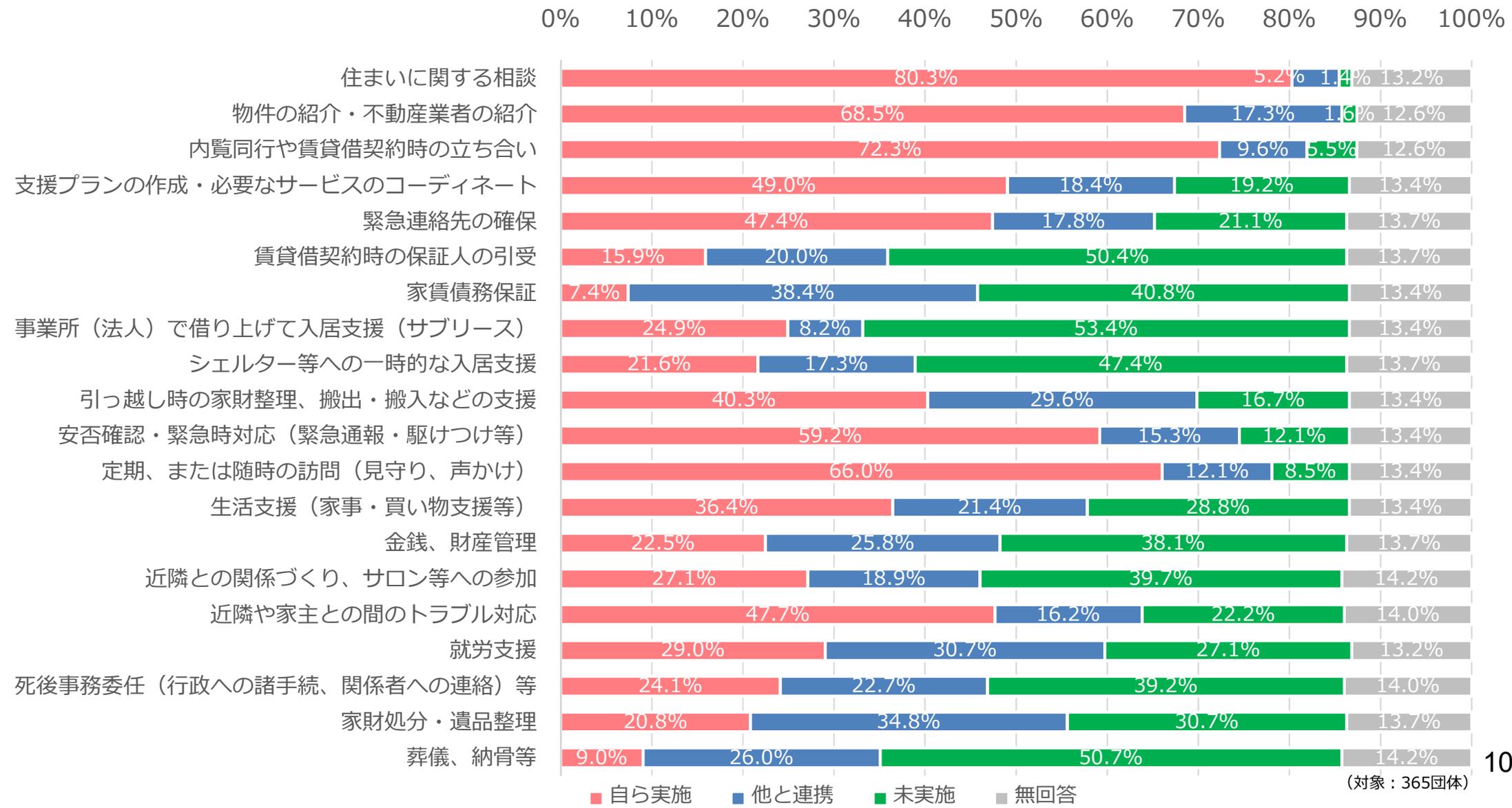
# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者・障害者・生活保護受給者・低額所得者については、多くの居住支援法人において実績を有している
- 属性によりばらつきがあり、属性によっては約3割程度の居住支援法人で支援対象外となっているものもある



# 【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 132協議会が設立 (令和5年6月30日時点)

- 都道府県 (全都道府県)
  - 市区町 (90市区町)
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、あきる野市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木市、**岐阜市**、**菊川市**、越前市、小海町、**名古屋市**、**岡崎市**、**瀬戸市**、**豊田市**、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、みやき町、竹田市、豊後大野市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市、奄美市

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施 (住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔令和5年度予算〕  
居住支援協議会等活動支援事業 (10.5億円)

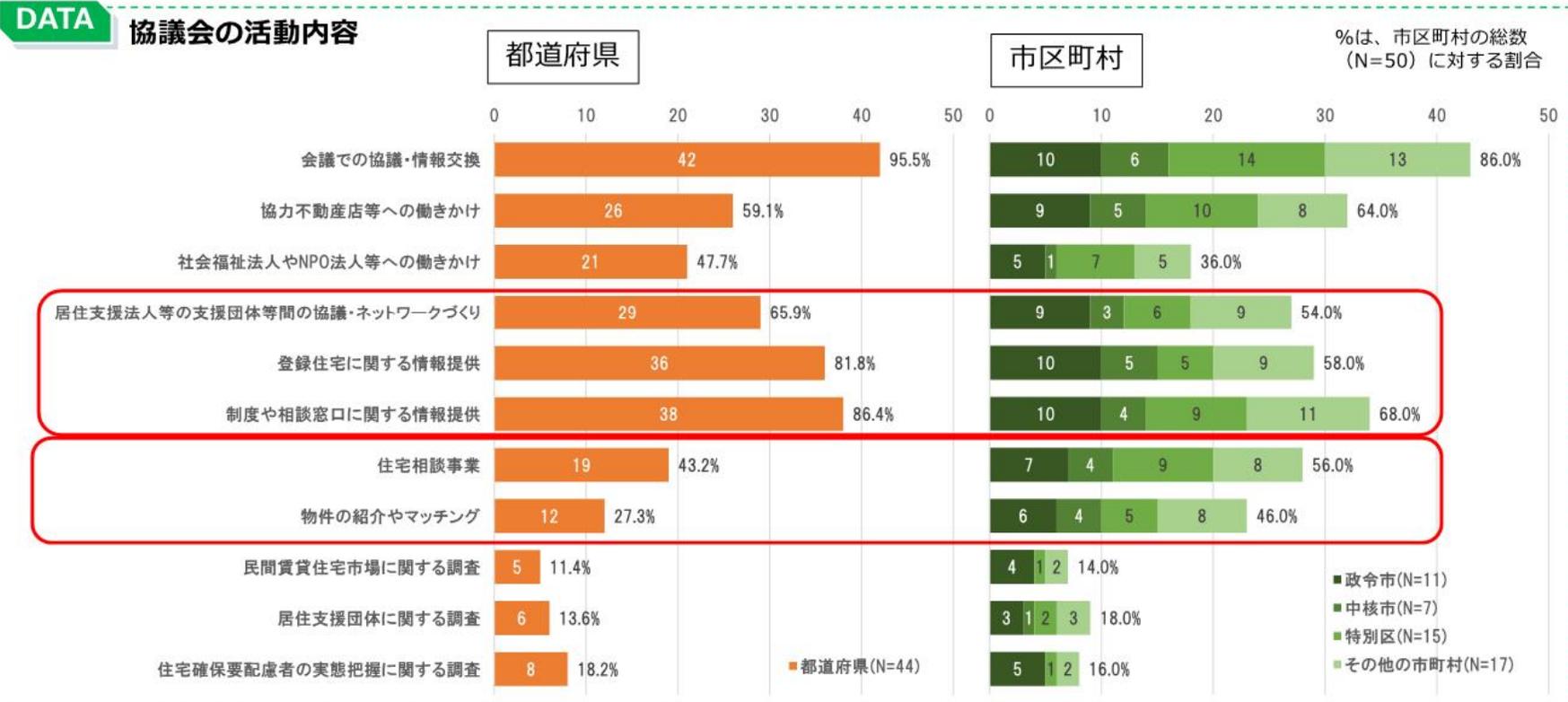


# 都道府県と市町村の協議会活動の違い

## 2

### (1) 都道府県と市町村の協議会活動の違い

- 都道府県は団体間のネットワークづくりや、登録住宅や相談窓口に関する情報提供が多い一方で、相談事業を行うのは市町村の割合の方が多くなっています。
- きめ細やかな支援を実施するためには、市町村単位での居住支援協議会の設置が求められています。



#### 担当者の声

**【県協議会で行う相談事業の限界】**

- ・ 県協議会では県全域における相談対応には限界があり、各市町村における協議会で相談体制の構築が必要。
- ・ 相談者の状況によっては、市町村福祉部局の複数箇所に問い合わせなければならない場合があり、時間を要する。

出典：居住支援協議会に関するアンケート調査（一般財団法人高齢者住宅財団,2020年8月）

# 居住支援協議会の設立目標

## 居住支援協議会の設立状況

132協議会が設立（R5年6月30日時点）

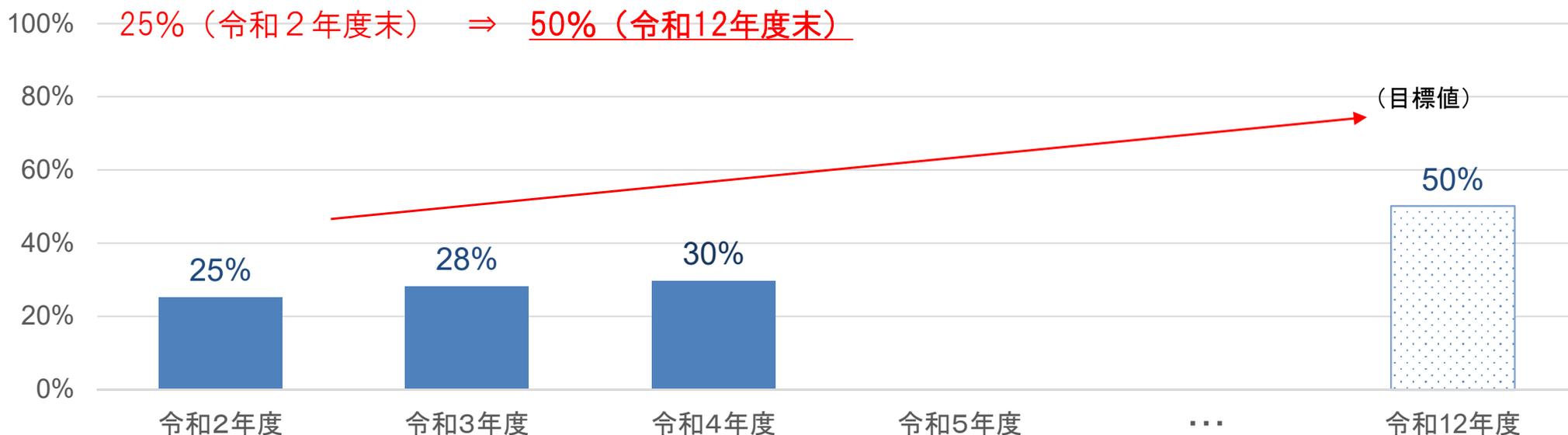
○都道府県（全都道府県）

○市区町（90市区町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、あきる野市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木、小海町、**岐阜市**、**菊川市**、越前市、**名古屋市**、**岡崎市**、**瀬戸市**、**豊田市**、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、みやき町、竹田市、豊後大野市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市、奄美市

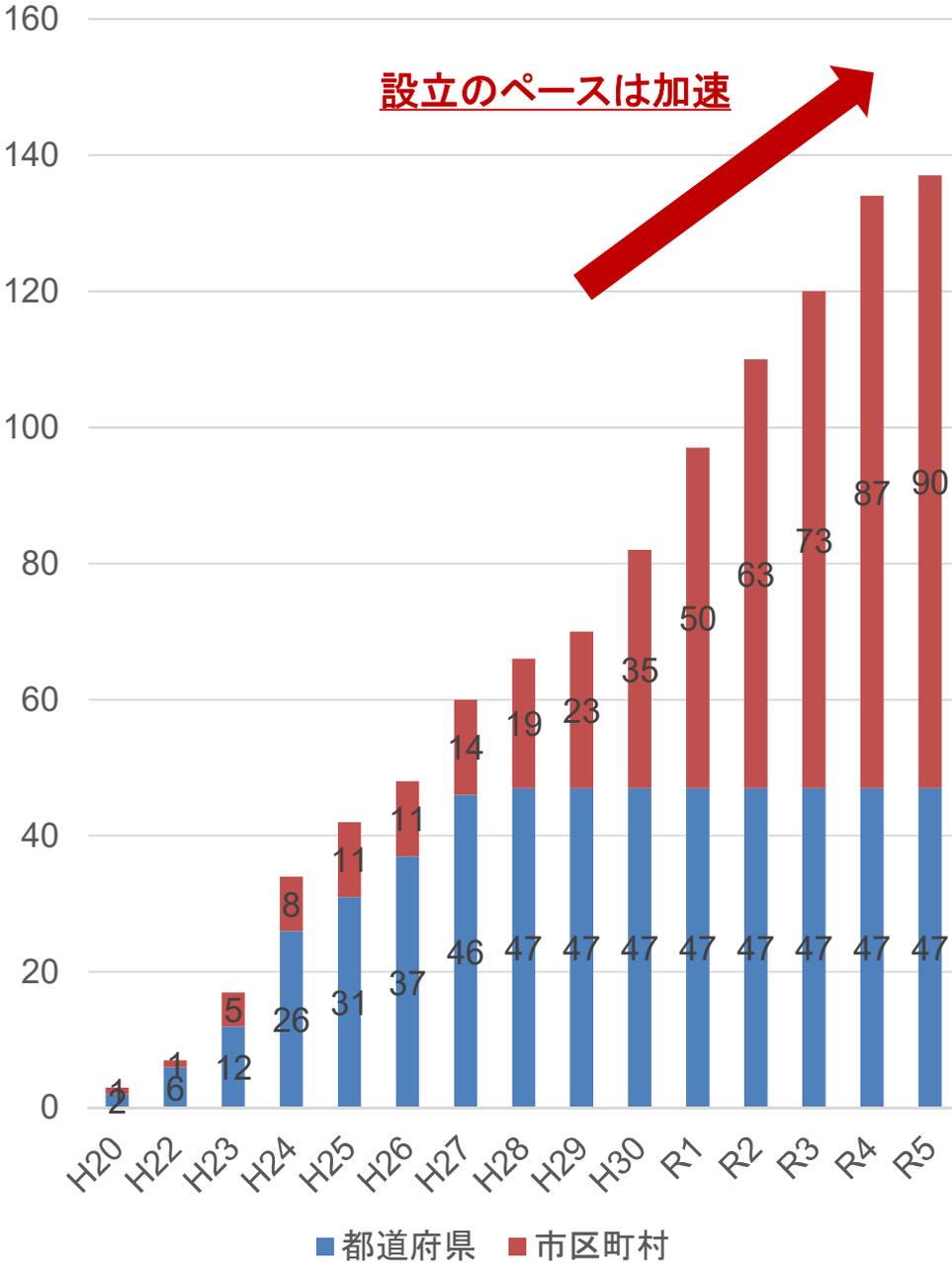
## 居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率

【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】



# 居住支援協議会の設立状況等

【居住支援協議会の設立数の推移】



【協議会を設立している市区町】

(R5年6月30日時点)

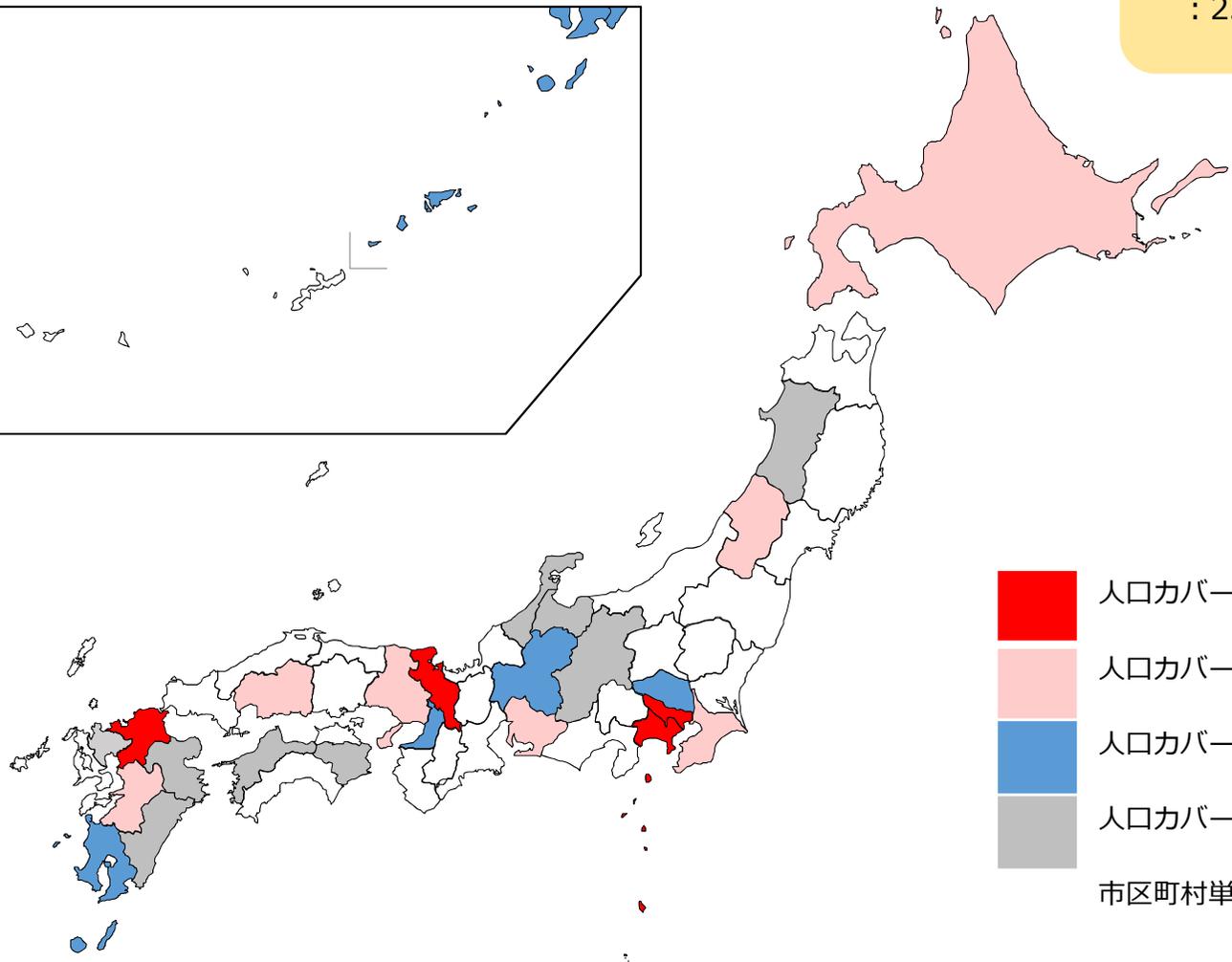
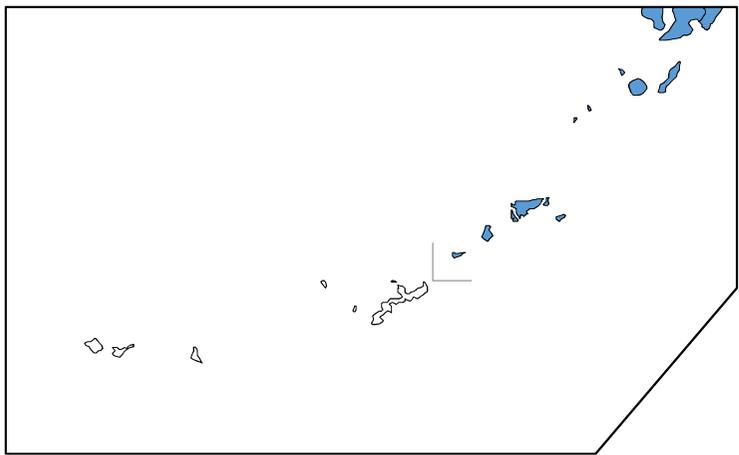
設立年度	市区町	数
H20年度	福岡市(3月)	1
H23年度	熊本市(7月)、江東区(9月)、神戸市(12月)、 <u>岐阜市(3月)</u>	4
H24年度	豊島区(7月)、京都市(9月)、北九州市(11月)	3
H25年度	大牟田市(6月)、板橋区(7月)、鶴岡市(3月)	3
H27年度	調布市(12月)、北海道本別町(2月)、八王子市(2月)	3
H28年度	川崎市(6月)、千代田区(7月)、杉並区(11月)、世田谷区(3月)、日野市(3月)	5
H29年度	船橋市(5月)、多摩市(5月)、文京区(7月)、宝塚市(1月)	4
H30年度	<u>名古屋市(5月)</u> 、江戸川区(7月)、うきは市(7月)、姫路市(7月)、広島市(7月)、横浜市(10月)、豊中市(11月)、台東区(1月)、千葉市(3月)、北区(3月)、横手市(3月)、鎌倉市(3月)	12
R1年度	宇治市(4月)、練馬区(4月)、東みよし町(4月)、町田市(5月)、狛江市(5月)、葛飾区(6月)、 <u>岡崎市(8月)</u> 、さいたま市(8月)、岸和田市(8月)、大田区(9月)、旭川市(11月)、札幌市(1月)、新宿区(2月)、品川区(2月)、東温市(2月)	15
R2年度	小海町(4月)、府中市(7月)、西東京市(7月)、藤沢市(8月)、合志市(10月)、 <u>瀬戸市(11月)</u> 、足立区(12月)、相模原市(12月)、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)(2月)、中間市(2月)、中野区(3月)	13
R3年度	座間市(6月)、 <u>豊田市(6月)</u> 、立川市(9月)、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)(11月)、霧島市(1月)、久留米市(3月)、摂津市(3月)	10
R4年度	小金井市(4月)、茅ヶ崎市(4月)、竹田市(4月)、目黒区(5月)、日向市(11月)、武蔵野市(12月)、豊後大野市(1月)、渋谷区(2月)、山形市(2月)、奄美市(2月)、吹田市(2月)、廿日市市(3月)、みやき町(3月)、厚木市(3月)	14
R5年度	越前市(4月)、 <u>菊川市(4月)</u> 、あきる野市(5月)	3
計		90

# 【都道府県別】居住支援協議会の設立状況(R5.6.30時点)

● 市区町村居住支援協議会が設立されている都道府県は25都道府県、人口カバー率が50%を超えるのも4都府県に留まっている

○ 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：90市区町で設立

≪全国目標≫  
居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率  
：25%（令和2年度末） ⇒ **50%（令和12年度末）**



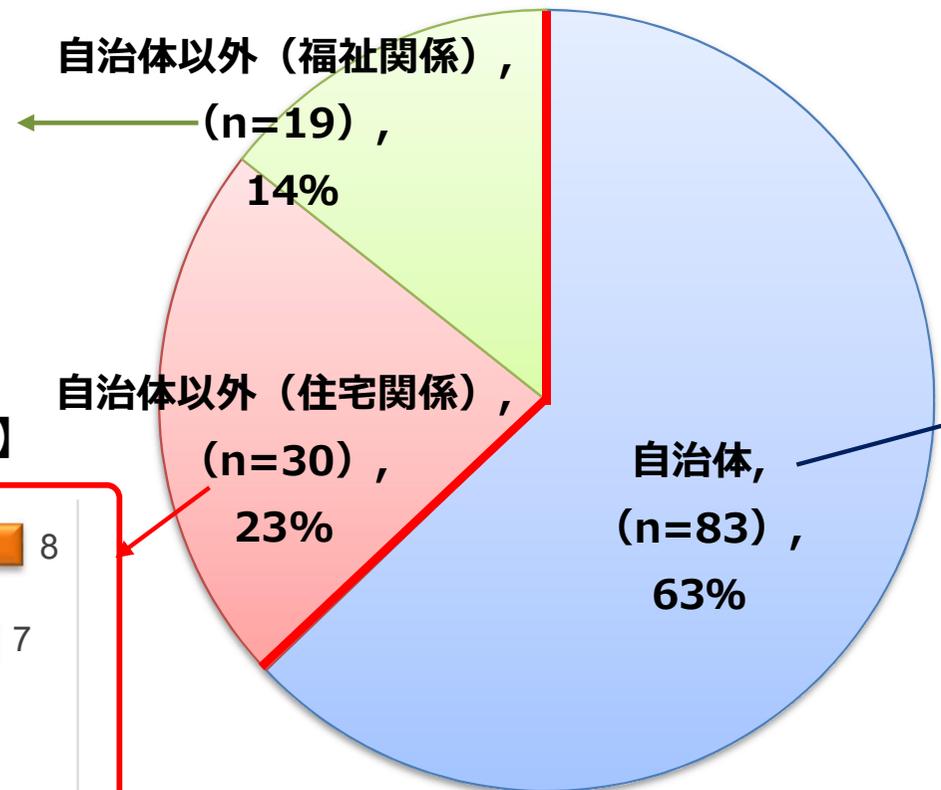
	人口カバー率51%～	【4都府県】
	人口カバー率26%～50%	【7道県】
	人口カバー率11～25%	【4府県】
	人口カバー率～10%	【10県】
	市区町村単位の居住支援協議会なし	【22県】

- 居住支援協議会の事務局を不動産団体や社会福祉協議会などの外部に設置することも可能。  
（37%の協議会が自治体以外の団体に事務局を設置）
- 協議会の事務局を自治体以外の団体にすることで、①団体の強みを生かした運営、②団体の財源確保策にもなります。

【福祉関係団体の内訳】



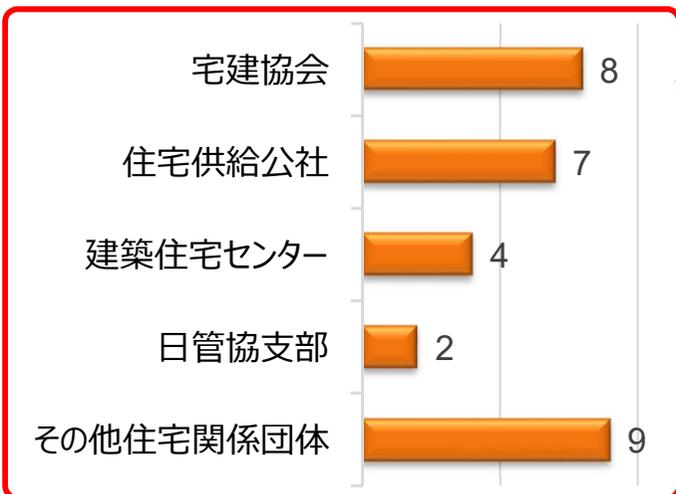
【設立状況】 (n=132)



【自治体の内訳】



【住宅関係団体の内訳】



※令和5年6月30日時点

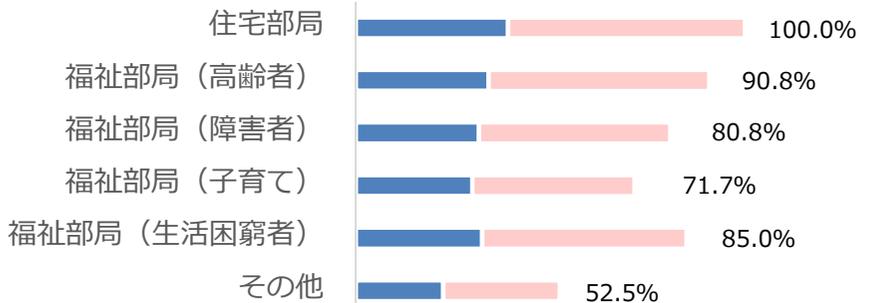
# 【国交省アンケート結果】居住支援協議会の構成員

- ほぼ全ての居住支援協議会で、住宅部局・福祉部局が参画しているほか、社会福祉協議会も多く参画している。
- 構成員に居住支援法人を含む居住支援協議会は74協議会。市区町村居住支援協議会では、37協議会において、平均2.5法人が構成員となっている。

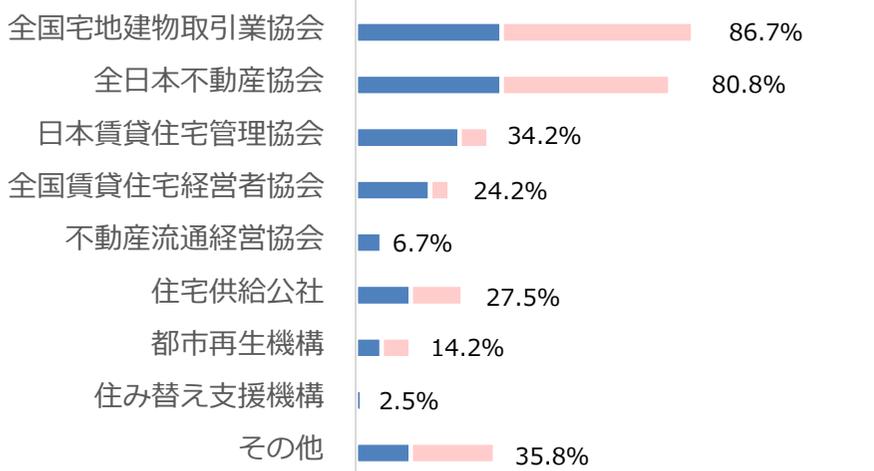
## 居住支援協議会の構成員

■ 都道府県：47協議会  
■ 市区町村：73協議会

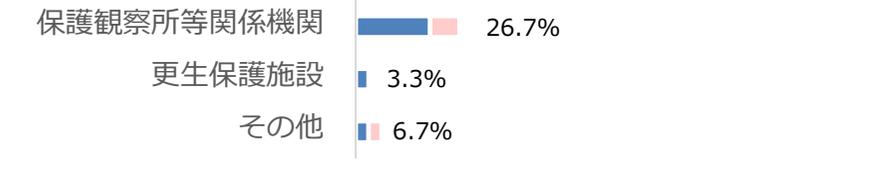
地方公共団体



住宅・不動産関係団体



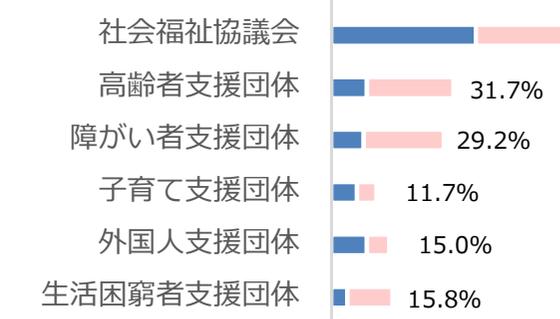
法務省関係



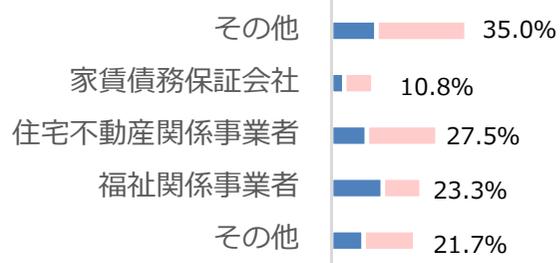
士業団体



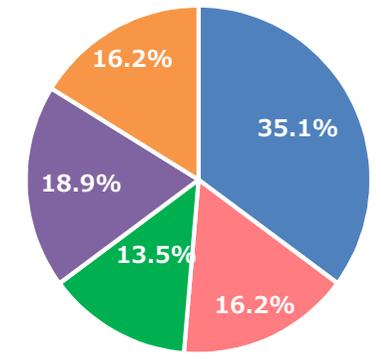
福祉関係団体



サービス事業者



居住支援法人の参画状況  
【都道府県：37協議会／市区町村：37協議会】



■ 1法人 ■ 2法人 ■ 3法人 ■ 4～10法人 ■ 11法人以上

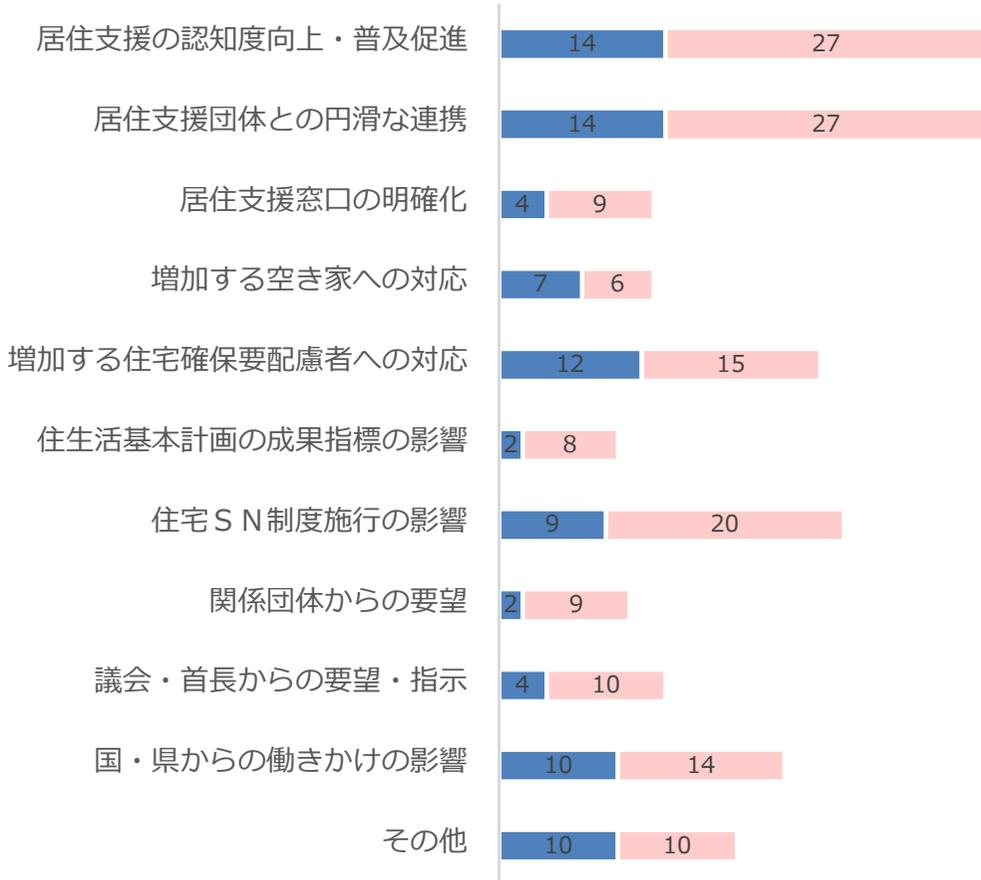
出典：令和4年度居住支援協議会フェースシート調査（国土交通省）

# 【国交省アンケート結果】居住支援協議会の設立理由（市区町村）

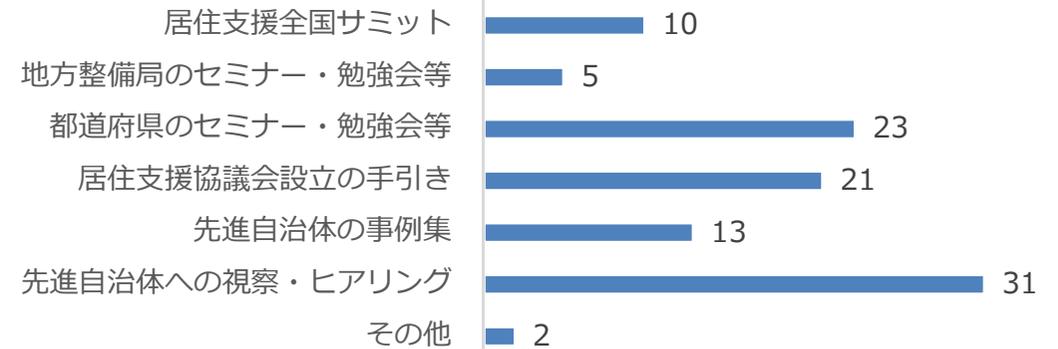
- 居住支援協議会は、「居住支援の認知度向上・普及促進」や「居住支援団体との円滑な連携」を図ることを目的に設立されている事例が最も多い。
- 設立にあたっては、様々な参考情報が活用されているが、特に先進自治体を参考にする協議会が多い。

## 居住支援協議会の設立理由

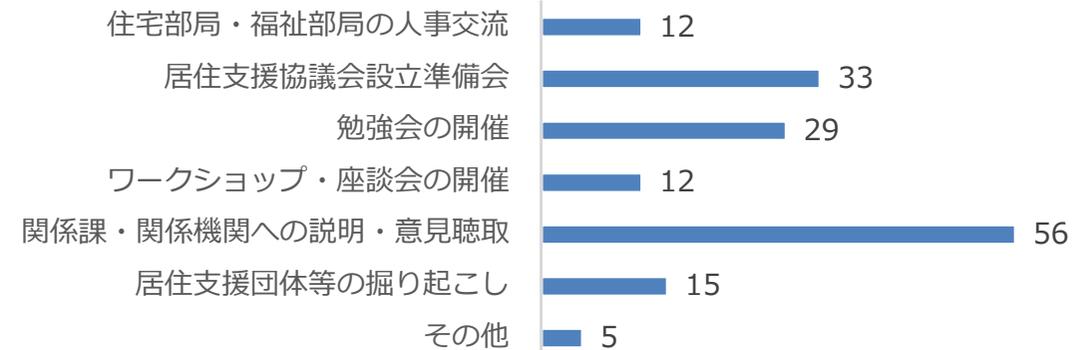
【設立年度別】  
■ ~2018年度：30協議会  
■ 2019年度～：43協議会



## 設立時の参考情報



## 合意形成の工夫



# 居住支援の促進に関する取組一覧(令和5年度)

## 財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

### ■居住支援協議会等活動支援事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

## 情報支援

### ■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

### ■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

### ■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

### ■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介
- 作成したビデオ教材は高齢者住宅財団HPにおいて公開

### ■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約2,000アドレス)

## 伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

### ■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハンズオン支援を実施(R3:9自治体、R4:6自治体)
- R5年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

### ■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

### ■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハンズオン支援を実施(R4:5団体)

## 自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

### ■地域別の居住支援会議の開催

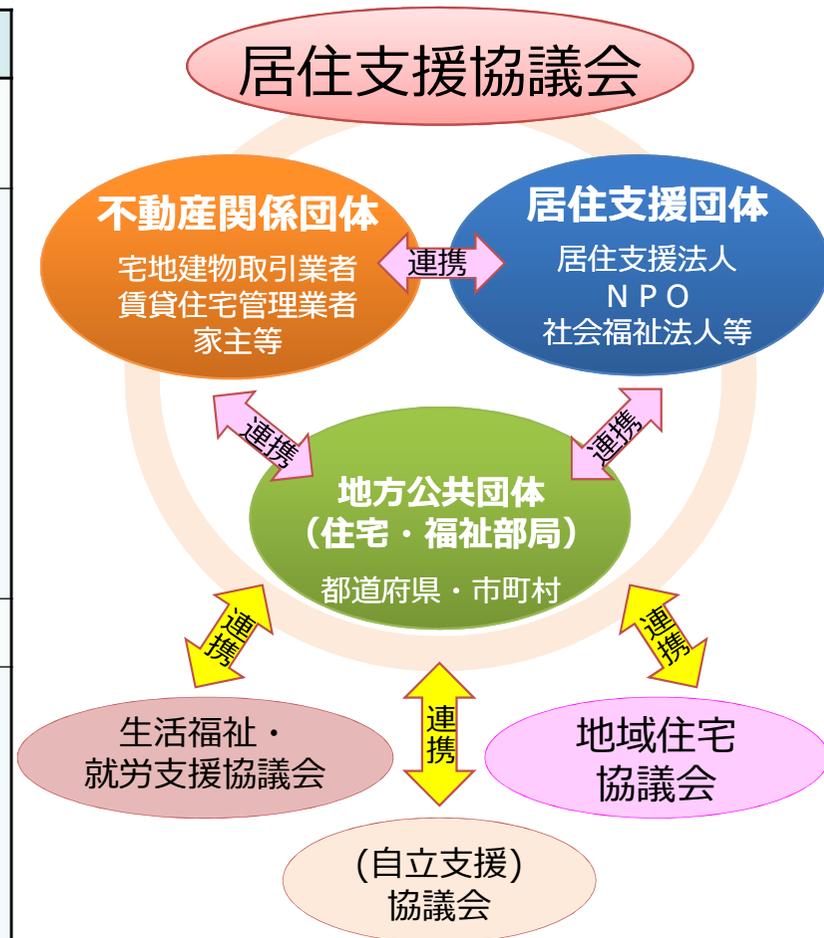
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、都道府県単位での居住支援体制の検討を支援
- R5年度も、伴走支援プロジェクトにおいて引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

### ■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間: 令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または <b>賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する</b> 場合は12,000千円/協議会等）



## 居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況; 132協議会(全都道府県・90市区町)が設立(R5.6.30時点)

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況; 716者(47都道府県)が指定(R5.6.30時点)

下線部は令和4年度補正予算における拡充事項

# 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和5年度)の概要

## 居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしているが、令和4年度末時点で居住支援協議会を設立した市区町村は87市区町にとどまっている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

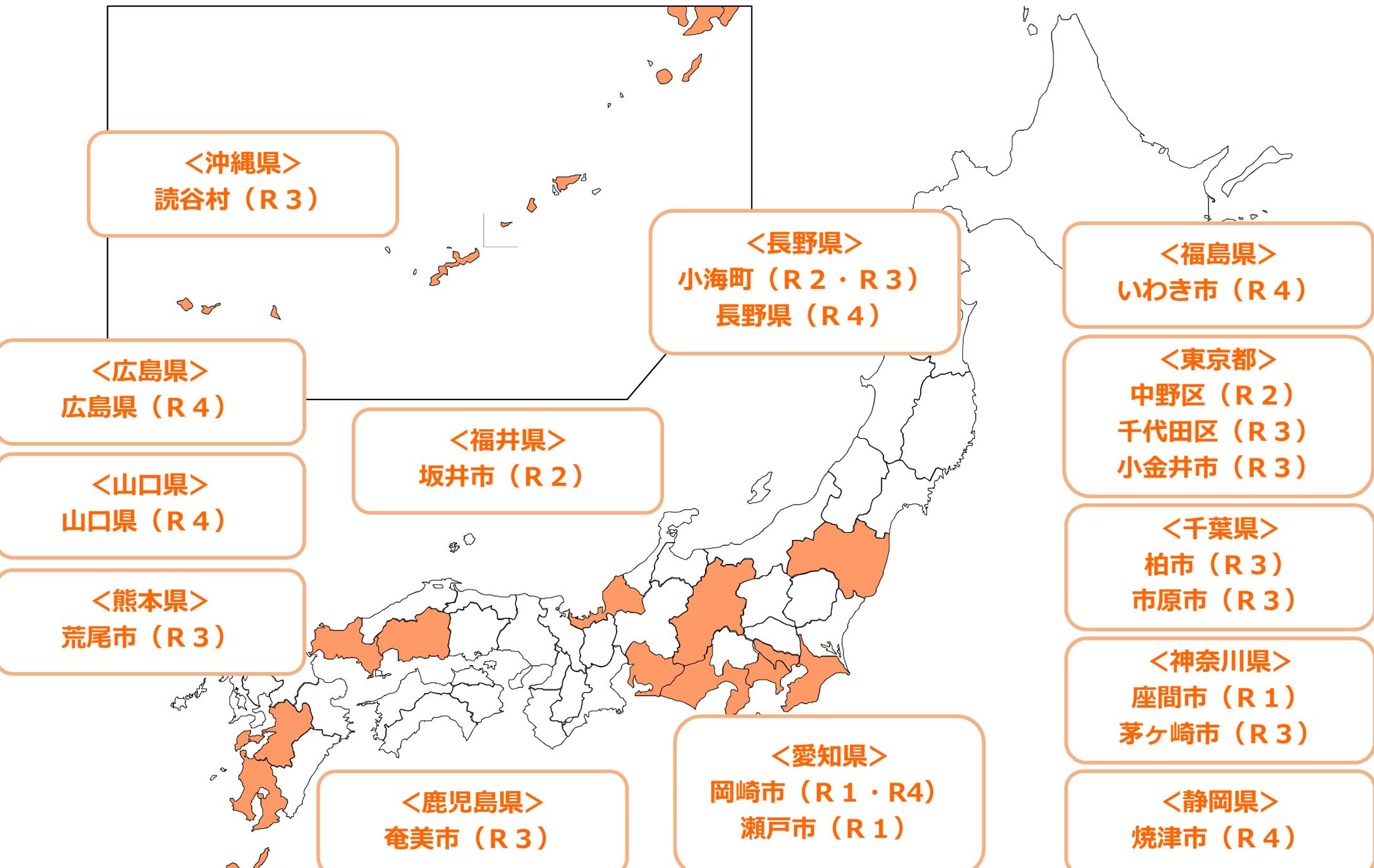
(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など

- 👉 **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**
- 👉 **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

## ■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	<b>都道府県 又は 都道府県居住支援協議会</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	<b>2団体程度</b>	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等) ②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第一線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。
設立部門 (②市区町村型)	<b>市区町村</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	<b>4団体程度</b>	
活性化部門	<b>居住支援協議会</b> ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		

# 【過去実績】居住支援協議会伴走支援プロジェクト(令和元年度～)



# 居住支援協議会設立・運営の手引き

- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成。（協議会設立の準備段階から設立後の運用に至るまで幅広く掲載）

## 居住支援協議会 設立・運営の手引き

### (1) 新たな住宅セーフティネット制度について

○我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要となる方が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家、空き室は増加していることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

#### 1 住宅確保要配慮者の入居を担まない賃貸住宅の登録制度

#### 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

#### 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

2 経済的支援  
国と地方公共団体等による支援  
・改修補助  
・家賃補助  
・家賃控除  
・家賃保証  
・保証料補助  
・家賃控除  
・保証料補助

3 マッチング・入居支援  
登録  
マッチング  
入居  
入居支援

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月30日公布、10月25日施行）

### (2) 事務局 事務局の担い手・担当職員

○都道府県、市区町村いずれも事務局を「住宅部局」が担う割合は以前後ですが、地域状況に応じて福祉部局が担う場合や外部に委託する場合があります。

○いずれにしても、住宅部局と福祉部局の各部署に居住支援の担当者を置き、連携をスムーズに進められるよう体制づくりが求められます。

○また、都道府県は6.8%、市区町村では18.0%では、福祉の部局で協働して事務局を設置しています。事務局の9割で職員が他の業務と兼任していますが、専任職員を置いているところもあります。

#### 1 都道府県居住支援協議会

#### 2 市区町村居住支援協議会

事務局が担っている職員(N=94)

事務局が担っている主体

### (2) 相談対応 一物件の紹介手法

○あらかじめ協会の登録された仲介業者・不動産業者に希望物件情報を送ることで、希望に合った物件が紹介される仕組みを設けています。

○居住支援団体が入居希望者の希望を聞きながら、「居住支援バンク」に登録されている物件とマッチングをしたり、一緒に同行して不動産業者で物件を探したりがあります。

○居住支援協議会から委託を受けた社会福祉協議会とNPO法人が、物件紹介と合わせて支援プランを提供するなど、物件紹介と生活支援サービスを組み合わせ提供している取組みもあります。

#### 1 相談対応

#### 2 物件の紹介

### はじめに

「新たな住宅セーフティネット制度」が平成30年10月に創設されました。この創設は、増加する空き家・空き室を有効活用して、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいを確保するとともに、民間の空き家・空き室の活用を促進する役割を担うことにも貢献するものとされています。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、登録住宅の改修・入居支援、マッチング・入居支援、経済的支援を行うことにより、居住支援協議会の役割を担うこととなります。また、国と地方公共団体等による支援を受けることができます。地方公共団体の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月30日公布、10月25日施行）

近年、居住支援政策が推進され、各地域で体制整備が進んでいます。そうした流れを加速する一助となればという思いで、ワーキングの委員一丸となって本手引きを作成いたしました。

最初からお読みいただいても結構ですし、関心のある事項、規模の類似する自治体の取組を参照されるなど、適宜ご利用いただければ幸いです。

最後になりますが、アンケート調査や事例紹介にご協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げます。

国土交通省 居住支援協議会 調査ワーキング  
委員長 白川 幸之  
(日本大学文理学部社会学部 教授)

### (3) 住宅確保要配慮者とは

○住宅確保要配慮者は、下記の法律で定める者に加えて、法令に定められる者がおります。さらに、地方公共団体が申請認定計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができます。

#### 法律で定める者

- ① 低所得者  
(月収15.8万円（収入分位25%）以下)
- ② 被災者（震災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（専任世帯主まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

#### 国土交通省令で定める者

- ・外国人等  
(当初や他国に、居住の確保に関する規定のある書面を提出しており、外国人の家族が、中国国籍保持者、児童虐待を受けた者、ハンセン病高病原菌保有者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設受刑者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(震災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の事情等に応じて、海外からの帰国者、高齢者、障子障壁被害者、虐待被害者、児童養育施設受刑者、LGBT、U13ターンによる転入者、これらの要配慮に必要となる生活支援を行う場合などが考えられる。

### コラム 国土交通省による「居住支援協議会併走支援プロジェクト」

○国土交通省は、市区町村居住支援協議会の設立・活性化促進のため、令和元年度より、居住支援協議会併走支援プロジェクトを実施しています。

○居住支援協議会の設置趣意がある関係者の同意が得られていない、また、関係者の同意は得られていないが、登記簿上は別荘と認識されているが、実態として別荘と認識されていない、ハズレNPO支援を実施、経費や対談等のノウハウを整えていることとしています。

#### 1. 併走支援者

#### 2. 支援内容

併走支援者	支援内容	併走支援者
国土交通省	併走支援者1名を指定アドバイザーに認定	民間団体
地方自治体	併走支援者2名を指定アドバイザーに認定	民間団体
民間団体	併走支援者3名を指定アドバイザーに認定	民間団体

#### 併走支援協議会

### (2) 相談対応 一相談員の職種

○相談業務における相談員は「行政職員」「宅地建物取引士」が多くを占めています。福祉系も含めさまざまな職種が担当しています。

○住宅確保要配慮者は、住まい以外にも多岐にわたる課題を抱えていることが少なくないため、「社会福祉士」や「社会福祉協議会職員」など福祉系の専門職とチームで対応している例もあります。

○相談員の養成を目的としたセミナー、マニュアル作成等も実施しています。

#### 1 相談業務

#### 2 相談員の養成

国土交通省のHPで公表  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001398301.pdf>

# 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

## 構成員

### <厚生労働省>

子ども家庭局長  
社会・援護局長  
障害保健福祉部長  
老健局長

### <国土交通省>

住宅局長

### <法務省>

矯正局長  
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

### <福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会

### <住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人全日本不動産協会(全日)

### <矯正・保護関係>

- ・更生保護法人全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

## 開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)
- 第3回連絡協議会 (令和4年7月6日開催)

# 住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

## 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体**による**情報共有や協議**。(令和2年に開催)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

## 居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

## 都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

## 市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者（借り手）への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

